

食品安全委員会第572回会合議事録

1. 日時 平成27年8月4日（火） 14：00から15：15

2. 場所 大会議室

3. 議事

（1）添加物専門調査会における審議結果について

- ・「亜セレン酸ナトリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（2）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「フルアズロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「フルメトリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・特定保健用食品「大麦若葉粉末」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「ツラスロマイシン」に係る食品健康影響評価について

（4）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンC）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（5）食品安全関係情報（7月4日～7月16日収集分）について

（6）その他

4. 出席者

（委員）

佐藤委員長、山添委員、熊谷委員、吉田委員、石井委員、堀口委員、村田委員

（事務局）

姫田事務局長、東條事務局次長、山本総務課長、関野評価第一課長、
鋤柄評価第二課長、植木情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
木下リスクコミュニケーション官、高崎評価調整官

5. 配付資料

資料1 添加物専門調査会における審議結果について＜亜セレン酸ナトリウム＞

資料2－1 動物用医薬品専門調査会における審議結果について＜フルアズロン＞

資料2－2 動物用医薬品専門調査会における審議結果について＜フルメトリン＞

- 資料 3－1 特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜大
麦若葉粉末＞
- 資料 3－2 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜ツラ
スロマイシン（第 3 版）＞
- 資料 4 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について＜ツラスロマイシン
を有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンC）＞
- 資料 5－1 食品安全関係情報（7 月 4 日から 7 月 16 日収集分）について
- 資料 5－2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第572回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第572回会合）議事次第」に従いまし
て、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○山本総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は 8 点ござい
ます。

資料 1 が「添加物専門調査会における審議結果について」。

資料 2－1 及び 2－2 が「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」。

資料 3－1 が「特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3－2 が「動物用医薬品薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4 が「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」。

資料 5－1 が「食品安全関係情報（7 月 4 日から 7 月 16 日収集分）について」。

その関連資料として資料 5－2 でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしいですか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基
づく事務局における確認の結果を報告してください。

○山本総務課長 事務局において、平成27年 7 月 1 日の委員会資料 1 の確認書を確認しま
したところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっし
やいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよ

ろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 添加物専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「添加物専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の山添委員から説明をお願いいたします。

○山添委員 それでは、資料1の5から6ページの要約に沿って、概要について説明いたします。

栄養強化剤として使用される添加物「亜セレン酸ナトリウム」について、各種試験成績等を用いて食品健康影響評価を実施しました。

評価に用いた試験成績は、亜セレン酸ナトリウムを含むセレン化合物を被験物質とした遺伝毒性試験、ヒトにおける知見等に関するものです。

添加物「亜セレン酸ナトリウム」は、調製粉乳及び母乳代替食品に使用されるものであり、指定等要請者からは、0か月児から2歳児までの一日摂取量の推計に関する資料が提出されています。

添加物専門調査会としては、添加物「亜セレン酸ナトリウム」については、セレンとしての摂取を評価することが適当であると考え、セレンに関する0か月児から2歳児までの健康障害が発現しないと考えられる摂取量の上限値、以下、0か月児から2歳児までの摂取量の上限値ではありますが、その設定要否について検討をいたしました。

添加物専門調査会としては、添加物「亜セレン酸ナトリウム」の毒性を評価するに当たっては、体内動態の知見から、体内に吸収された無機セレンは、有機セレンの形態で挙動を示すことが多いことを踏まえ、各種セレン化合物の知見を総合的に参照して評価することが適当と考えました。

添加物専門調査会としては、亜セレン酸ナトリウムの遺伝毒性についての明確な判断はできないものの、閾値の設定が可能であり、添加物「亜セレン酸ナトリウム」は、少なくとも添加物としての適切な量を摂取する限りにおいては、明らかな懸念がないものと判断しました。

添加物専門調査会としては、乳児に関する毒性については、清涼飲料水評価書「セレン」

(2012) 及びそれ以降に認められた新たな動物試験成績をもとに評価することはできないと考えました。

添加物専門調査会としては、調製粉乳及び母乳代替食品には添加物「亜セレン酸ナトリウム」として添加されるものの、母乳中のセレンは有機セレンとして存在する可能性が高いと考えました。体内動態の知見から、亜セレン酸ナトリウムは有機セレンに比べ、吸収率が低い場合もあり、また、排泄されるまでの半減期が短く蓄積性が低いことから、保守的に考え、母乳中のセレン濃度の知見から、0 か月児から 2 歳児までの摂取量の上限値を判断することが可能と考えました。さらに、Brätter の知見から、セレンに関する健康障害が発現しないことが知られている習慣的な摂取量の最大値を $36 \mu\text{g}/\text{日}$ と判断し、我が国における母乳中のセレン濃度に係る知見もこれを支持するものと考えました。

添加物専門調査会としては、この Brätter の知見から得られたセレンに関する健康障害が発現しないことが知られている習慣的な摂取量の最大値は、乳児に関連する知見から得られたものであり、0 か月児から 2 歳児までの摂取量の上限値を設定する根拠として用いることが適当であると判断し、不確実係数 1 で除した $36 \mu\text{g}/\text{日}$ 、これは $5.9 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日、セレンとしてであります、これをセレンに関する 0 か月児から 2 歳児までの摂取量の上限値として設定しました。

一方、我が国においては、セレンは摂取が望ましい栄養素とされており、目安量（0 から 11 か月児）及び推定平均必要量（1 歳から 2 歳児）がそれぞれ $15 \mu\text{g}/\text{日}$ 及び $10 \mu\text{g}/\text{日}$ と定められていることから、0 か月児から 2 歳児までの摂取量の上限値のみならず、欠乏の回避にも留意する必要があります。

指定等要請者は、一日摂取量の推計等において、添加物「亜セレン酸ナトリウム」を使用基準（案）の上限である $7.0 \mu\text{g}/100 \text{ kcal}$ 、これはセレン当たりであります、そこまでの添加をした場合を想定して算出しています。添加物専門調査会としては、指定等要請者の推計を踏まえ、セレンの推定一日摂取量を 0 から 5 か月児では $37.4 \mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ 、6 から 11 か月児では $54.3 \mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ 、1 から 2 歳児では $64.0 \mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ と判断しました。

したがって、指定等要請者から提出された推定一日摂取量は、0 か月児から 2 歳児までの摂取量の上限値を超過する可能性があることから、リスク管理機関においては、添加物「亜セレン酸ナトリウム」の新規指定に当たり、使用基準（案）を含むリスク管理について改めて検討する必要があります。

詳細については事務局からお願いします。

○池田評価情報分析官 それでは、資料 1 に基づきまして補足させていただきます。

7 ページをお開きいただきますと、評価対象添加物の概要がございます。英名、分子量、分子式、性状等については、ここに記載のとおりでございます。

6. の起源、発見の経緯等にご覧のように、セレンは含セレンたんぱく質の形態で生理機能を発現するということで、重要な栄養素とされております。

欠乏症としては、（１）の２パラグラフ目にありますように、爪の白色変化、不整脈等の欠乏症が知られております。他方、過剰によるセレン中毒も知られておりまして、過剰症状としては、毛髪や爪の脆弱化、脱落などが知られております。

８ページ（２）の乳幼児における必要性に記載されておりますように、セレンは様々な食品に含まれておりまして、通常の食生活をしている日本人では欠乏や過剰になることはないとされております。しかしながら、出生直後は血中セレン濃度が低いということで、この項目の３パラグラフ目に記載のように、セレンをほとんど含まない特殊医療用調整乳等を使用した乳幼児でセレン欠乏症が認められ、セレンの補充により症状が改善したという報告がございます。

９ページに参りまして、７．日本と諸外国の使用状況がございますが、日本では、亜セレン酸ナトリウムは未指定でございます。

次のページに参りまして、EUでは、乳児用調製粉乳等に添加されております。

今回の評価依頼内容については、先ほど御説明がありましたとおりでございますが、今回の評価依頼に伴って、12ページに評価要請の経緯がございます。調製粉乳等への使用ということなのですが、使用基準（案）としましては、母乳代替食品に使用する場合は、100 kcalにつき、セレンとして7 μ gを超える量を含有しないように使用しなければならないという旨の案となっております。

安全性に係る知見の検討について、12ページの下４行のⅡ．から記載をしております。

セレンに関しましては、2012年の清涼飲料水評価書「セレン」におきまして、食品安全委員会で、亜セレン酸ナトリウムを含むセレン化合物の安全性が評価されております。このため、今回の評価では、この評価書と、そのセレンの評価書以降に認められた新たな知見について評価をしているということでございますが、この添加物の使用対象が調製粉乳等のみであることを踏まえまして、乳児に関連する知見を中心に評価しております。

13ページの体内動態でございますが、13ページから始まりまして、数ページに記載がわたっておりますけれども、16ページの（５）にまとめがございます。17ページにかけて記載されておりますけれども、ヒトの経口摂取では、亜セレン酸ナトリウムとセレノメチオニンはどちらも吸収が良好ということでございますが、17ページに参りまして、専門調査会では、亜セレン酸の吸収率は、有機セレンを上回ることはないと考えたとされております。

毒性がその下からございます。先ほどの体内動態のまとめを踏まえまして、この項の柱書きのところにございますが、亜セレン酸ナトリウムの評価におきましては、無機セレンは有機セレンの形態での挙動を示すことが多いということで、各種セレン化合物の知見を総合的に参照して評価することとされております。

同じページの（１）に遺伝毒性がございます。2012年のセレンの評価書では、遺伝毒性につきまして、亜セレン酸ナトリウムが種々の *in vitro* 試験において陽性を示すことなどから、現時点において明確な判断はできないとされております。

今般、次の18ページから表が始まっておりますけれども、表2-1から2-4までに示しますセレンあるいはセレン化合物に関する遺伝毒性の試験成績を踏まえて検討が行われました。

25ページを御覧いただきますと、②というところがございまして、変異原性のメカニズムに関連しまして、2014年の論文と、Kramer and Amesの復帰突然変異試験における陽性結果のメカニズムに関する考察などが評価されました。

これらの検討の結果が、③の遺伝毒性のまとめでございます。

まず、a. の変異原性メカニズムといたしまして、25ページから記載がございまして、26ページを御覧いただきますと、Kramer and Amesのメカニズムに関する考察を妥当と考えて、亜セレン酸ナトリウムの変異原性は、酸化性ストレスに基づくものであり、直接的なDNA傷害性によるものではないという判断がされております。

その下の閾値の設定でございまして、ここに記載のチャイニーズハムスターの染色体異常試験、マウスの腹腔内投与による小核試験等では、用量がかなり高用量で陽性が認められているということでございまして、その下の3パラグラフ目には、そういった知見を踏まえまして、専門調査会としては、亜セレン酸ナトリウムの遺伝毒性についての明確な判断はできないものの、閾値の設定が可能であるという御判断をされております。

次の27ページに、c. として遺伝毒性のまとめがございまして。

以上のようなメカニズムを含めた検討の結果、専門調査会としては、亜セレン酸ナトリウムの遺伝毒性については、少なくとも添加物としての適切な量を摂取する限りにおいては、明らかな懸念はないものと判断されております。

27ページ、その下に乳児に関連する動物試験が提出されてございまして、これは新たな知見でございまして、2つございまして、いずれも乳児に関する毒性を、これらをもとに評価することはできないとされております。

次に、ヒトにおける知見が28ページからございまして。乳児に関する知見を中心ということで御説明申し上げましたけれども、評価に用いることができた知見は、28ページの下の方に（1）とございまして、これが日本の母乳中のセレン濃度に関する知見でございまして。

30ページからは、（2）としまして海外における母乳中セレン濃度に関する調査でございまして。これらが評価された知見でございまして、母乳につきましては、28ページにお戻りいただきまして、①から⑤まであったのですが、①の調査が最も例数の多かったものでございまして。Yamawakiらの論文でございまして、この論文では、29ページにあります、セレン濃度平均値が $17 \pm 6 \mu\text{g/L}$ 、95パーセンタイル値として平均値+2SDで $29 \mu\text{g}$ という値でありまして、日本人の母乳中セレン濃度はおよそ $30 \mu\text{g/L}$ 以下となると考えられました。ですが、初乳で高い等、その分泌時期によりましてセレン濃度が異なっておりまして、出産後間もない時期で高く、その後低くなっていくという傾向でございまして。

次に、30ページの海外における母乳セレン濃度の調査でございますが、①のShearerらの論文と②のBrätterらの論文がございますけれども、①のShearerらの論文は米国での母乳中セレン濃度を測定したものでございまして、米国IOMでは、この中の最高濃度 $60 \mu\text{g/L}$ からNOAELとULを求めていますけれども、専門調査会では、この報告では、乳児の健康状態に関する直接的な記述がないということで、量的な検討対象とはされておられません。

②のBrätterの論文は、環境中セレン濃度が比較的低い対象地域の母親と、濃度が高目の2地域の母親の母乳中セレン濃度を測定しております。対象地域とされている比較的低い地域での母乳中セレン濃度は $46 \mu\text{g/L}$ 、2つの高濃度地域ではそれぞれ $60 \mu\text{g/L}$ と $90 \mu\text{g/L}$ ということで、わずかな症例で毛髪と爪の病理的変化が認められたとされておまして、この詳細は不明なのですけれども、文脈などから総合的に考えまして、専門調査会では、高濃度地域のいずれかで認められたと推定することは可能であって、対象地域では病理的変化は認められなかったと推定することは可能であると考えられたということでございます。

これらの知見のまとめが31ページの（3）にございますけれども、日本の母乳中濃度につきましては、平均値の範囲が非常に広くて $80 \mu\text{g/L}$ までわたっておりますけれども、母乳中セレンによる中毒の報告はないのですが、出産後の分泌時期によって濃度が異なるということと、①から⑤までのそれぞれの知見ごとに値が様々であったということ、それから、セレン濃度の高い初乳を摂取し続ける事例はないということで、日本の母乳中のセレン濃度のみから何らかの値を判断することはできないと考えられました。このため、海外における母乳中セレン濃度に関する知見も参照するというので、Brätterの知見から、先ほど御説明がありましたように、セレン中毒によると思われる病理的変化が認められていないと推定される $46 \mu\text{g/L}$ を用いまして、1から5か月児の哺乳量1日780 mLを用いまして換算した $36 \mu\text{g/日}$ が、先ほどの健康障害が発現しないことが知られている習慣的な摂取量の最大値と判断されております。

今、申し上げましたのが、32ページの日一日摂取量推計の少し前の「以上より」のところでございます。

32ページから一日摂取量の推計がございますけれども、今回の添加物「亜セレン酸ナトリウム」につきまして提出されております使用基準（案）が、先ほど申し上げましたように最大 $7.0 \mu\text{g}/100 \text{kcal}$ でございますので、これに基づきました摂取量推計になってございまして、それに離乳食と水由来のセレン摂取量も加えて推計された結果が、表3のようになっております。この値を踏まえまして、先ほど山添委員から御説明のあった推定一日摂取量が判断されております。

34ページから、以上を踏まえまして食品健康影響評価がございますけれども、内容については、先ほど山添委員から御説明をいただいたとおりでございます。

本件につきましては、よろしければ、明日から9月3日までの30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員　セレンということで、安全性だけではなくて足りない方のことも考えなければいけないので難しいと思うのですけれども、教えてほしいのは、最後の摂取量推計のところで33ページに表があります。上限が36 μg /人/日ということはいいいのですけれども、これで先ほど超えているという話があったのですが、例えば6から11か月の母乳のみの人のセレンが38.6とか、その下の1から2歳は母乳のみでも55.4となっていて、これは先ほどの36を超えているような気がするのですけれども、この辺はどう考えればよろしいのでしょうか。

○池田評価情報分析官　一日摂取量推計で言うと、今、御指摘のように超えているということで、評価結果としては、先ほど山添委員から御説明がありましたように、35ページの一番最後のパラグラフに「したがって」というところがございます。超過する可能性があるということなので、リスク管理機関において、使用基準（案）を含めて改めて検討する必要があるということです。

○村田委員　今、超えていると言ったのは、添加物がなくても超えているということなので、どう考えるのでしょうかということです。

○池田評価情報分析官　なるほど。では、担当補佐から説明させていただきます。

○高橋（暁）補佐　事務局から説明させていただきます。

評価書の35ページの1行目に書いてございますとおり、36 μg /日をkg 体重あたりに直しますと5.9 μg /kg 体重/日と先ほど委員から説明があったものでございますが、これは0から5か月の参照体重で割ったものでございますので、例えば6か月以上であれば、その参照体重を掛けますと、ざっとでございますが50 μg ぐらいになるかと思いますので、母乳の子が超えているということは恐らくございません。あくまでも上限値までセレンを添加した調製粉乳を飲む子供について、恐らくそういった形になるかと思いますので、母乳の子が超えているということではございませんので、御説明させていただきます。

○村田委員　分かりました。

○佐藤委員長 35ページの脚注に書いてあるところですね。体重が6.3とか5.9とかで、それが0から5か月だから、実際にもっと大きな子はもっと重いからということだと思うのですけれども、よろしいですか。

ほかにどなたか御質問。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を添加物専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」です。

本2件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の山添委員から説明をお願いいたします。

○山添委員 動物用医薬品「フルアズロン」について、資料2-1の4ページの要約に沿って御説明します。

フルアズロンは、ベンゾイルフェニル尿素系誘導体で、ダニの駆除剤として使用されます。今般、JECFA及びEMEAの評価書等を用いて、フルアズロンの食品健康影響評価を行いました。

専門調査会では、遺伝毒性試験とラットを用いた13週間亜急性毒性試験の肝臓の所見について特に議論されました。

フルアズロンは、*in vitro*における遺伝毒性試験で全て陰性であったこと及び構造が類似しているジフルベンズロンに遺伝毒性はないことから、生体にとって問題となる遺伝毒性は示さないと考えられました。また、発がん性は認められず、フルアズロンは遺伝毒性発がん物質ではなく、一日許容量を設定することは可能であると判断しております。

各種毒性試験において最も低い用量で認められた影響は、マウスを用いた2年間発がん性試験における子宮の炎症性ポリープの増加で、NOAEL 4.3 mg/kg 体重/日でした。一方で、ラットを用いた13週間亜急性毒性試験において、LOAEL 6.4 mg/kg 体重/日が得られておりますが、全投与群の雄に見られた肝臓の絶対及び相対重量の増加並びにグリコーゲンの沈着は2年間慢性毒性/発がん性併合試験では認められておらず、これらの所見は毒性的に重要ではなく、LOAELはNOAELに近いものと判断されました。

以上のことから、マウスを用いた2年間発がん性試験のNOAEL 4.3 mg/kg 体重/日に安全係数100を適用し、ADIを0.043 mg/kg 体重/日と設定しております。

それでは、次の資料 2-2 の 5 ページをおあけ願えますでしょうか。要約に沿って説明をいたします。

フルメトリンは、ピレスロイド系の外部寄生虫駆除剤であります。今般、JMPRやEMEAの評価書等を用いて、フルメトリンの食品健康影響評価を行いました。

各種遺伝毒性試験の結果から、生体にとって問題となる遺伝毒性は示さないと考えられました。また、マウス及びラットを用いた慢性毒性／発がん性併合試験または発がん性試験において発がん性は認められていないことから、フルメトリンは遺伝毒性発がん物質ではないと考えられ、一日摂取許容量を設定することが可能であると判断されました。

各種毒性試験の結果から得られたNOAELのうち最小値について、ラットを用いた 2 世代繁殖試験において親動物の皮膚病変等を指標としたNOAEL 5 ppm、雄で0.36 mg/kg 体重／日、雌では0.40 mg/kg 体重／日に相当するものでありますが、この試験におけるLOAEL値は50 ppmでした。一方、マウスを用いた79週間発がん性試験において、皮膚病変等をエンドポイントとしたNOAEL 3 ppm、雄で0.39 mg/kg 体重／日、雌で0.52 mg/kg 体重／日に相当する値が得られており、この試験におけるLOAELは15 ppmでした。前者の試験は公比が開いていること、後者の試験がより長期の毒性試験であることから、マウスを用いた79週間発がん性試験のNOAEL 3 ppm、0.39 mg/kg 体重／日に相当しますが、これをADIの根拠とすることが適当と判断しております。

以上のことから、マウスを用いた79週間発がん性試験のNOAEL 0.39 mg/kg 体重／日に安全係数100を適用し、ADIを0.0039 mg/kg 体重／日と設定しております。

詳しくは事務局からよろしくお願ひいたします。

○鋤柄評価第二課長 それではまず、お手元の資料 2-1 に基づいて補足の御説明をいたします。

5 ページをお願いいたします。7. 使用目的及び使用状況でございますが、フルアズロンは、ダニの駆除剤でございます。日本におきましては、動物用医薬品及びヒト用医薬品としての承認はございません。今般、厚生労働省より、ポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値の見直しに係る評価要請があったものでございます。

次に、7 ページから安全性に係る知見の概要でございます。

まず、薬物動態試験としまして、(1) から10ページの(4) までまとめております。

(1) のラットを用いた試験にありますように、主な排泄経路は糞中となっております。また、標識化合物の投与24時間後において、主に脂肪での放射活性濃度が高くなっております。

8 ページ(2) として牛を用いた試験がございますが、ポアオン投与、皮下投与ともに、主な排泄経路は糞中で、脂肪に高く分布するというラットの動態に類似した結果が得られております。

(3) 及び(4) にラット及び牛の代謝試験をまとめておりますが、糞中の主な化合物

はフルアズロン未変化体で、牛ではラットに比べて代謝されにくいという知見を記載しております。

11ページ、牛を用いた残留試験をまとめております。表2に単回ポアオン投与後、14ページの表6に単回皮下投与後の総残留の結果をそれぞれまとめておりますが、脂肪で最も高い残留が見られ、投与16週後においても検出されております。

15ページ、遺伝毒性試験の結果について、表7及び表8にまとめております。結果は全て陰性となっております。*in vivo*の核異常試験においては、最高用量で細胞毒性が認められず、骨髄が暴露されていたかは明らかではないということもあり、補強する情報として、構造が類似しているジフルベンズロンに遺伝毒性がないことを記載し、フルアズロンは生体にとって問題となる遺伝毒性は示さないとしております。

16ページから亜急性毒性試験ですが、17ページの(3)のラットを用いた13週間亜急性毒性試験がございます。全ての投与群の雄に、肝臓の絶対重量及び相対重量の増加並びにグリコーゲン沈着が見られたことから、LOAELを100 ppm (6.4 mg/kg 体重/日相当)と設定しております。しかしながら、専門調査会では、これらの所見は、より長期の2年間慢性毒性/発がん性併合試験では見られていないということから、毒性学的に重要ではなく、得られたNOAELはLOAELに近いものと判断されております。

19ページをお願いいたします。6. 慢性毒性及び発がん性試験がございます。ページ下の(2)のラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験、次のページの(3)のマウスを用いた2年間発がん性試験がございますが、いずれも発がん性は認められておりません。

また、この(3)の試験でございますけれども、大変申し訳ございませんが、一部修正をお願いしたいのですが、21ページが一番最後のパラグラフのところでございます。本文「400 ppm以上投与群で炎症性の子宮ポリープの発生率の増加」と書いてございますが、正しくは「400 ppm以上投与群で子宮の炎症性ポリープの発生率の増加」となっております。大変申し訳ございません。修正をお願いいたします。

この(3)の試験につきましては、ADIの設定根拠となった試験でございますが、ただ今申し上げましたとおり、400 ppm以上で子宮の炎症性ポリープの増加が見られたことから、NOAELを40 ppm (4.3 mg/kg 体重/日に相当)と設定しております。

次に、22ページから7. の生殖発生毒性試験がございます。以下試験がございますが、催奇形性は認められておりません。

最後、26ページから食品健康影響評価がございます。結論は、先ほど山添委員から御説明いただいたとおりでございます。

本件につきましては、よろしければ、明日から30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

続きまして、資料2-2をお願いいたします。動物用医薬品「フルメトリン」でございます。

まず、資料の 6 ページをお願いいたします。7. 使用目的及び使用状況でございますが、フルメトリンはピレスロイド系の寄生虫駆除剤で、構造中のシアノ基が神経細胞膜のナトリウム透過性を持続的に亢進することにより、駆虫効果を示すと考えられています。

次のページに参りまして、牛、鶏等の外部寄生虫駆除を目的とした皮膚投与剤が既に承認されております。今般、厚生労働省より、本成分を含む製剤の承認事項変更の申請に伴う残留基準値の設定及びポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値の見直しに係る評価要請があったものでございます。

続きまして、8 ページから安全性に係る知見の概要でございます。

まず、1. の薬物動態試験関係といたしましては、(1) から (9) まで試験をまとめております。標識部位の異なる標識体を用いたラットの試験が11ページまでございますが、主な排泄経路は、標識部位により異なる結果になっております。

10ページ(5) ラットの試験におきまして、①の非標識体を用いた場合、尿中からは代謝物の非抱合体のみが検出され、糞中からは未変化体、代謝物の抱合体及び非抱合体が検出されております。また、②、③の試験では、標識部位が異なる標識体を用いて排泄物中の代謝物を見ております。各標識を含む代謝物が同定されております。内容につきましては、11ページの図1に代謝経路としてまとめております。

29ページをお願いいたします。遺伝毒性試験でございます。遺伝毒性試験の結果につきましては、30ページにかけまして、表31及び表32にまとめております。フルメトリンは生体にとって問題となる遺伝毒性はないと考えられました。

33ページから亜急性毒性試験でございます。以下、ラット及びイヌを用いた試験についてまとめておりますが、皮膚病変が主な毒性所見ということで、35ページ(5)の試験で記載しておりますように、 α -シアノ基を有するピレスロイドによる知覚異常が最も可能性の高い原因と考えております。亜急性毒性試験におけるNOAEL 0.7 mg/kg 体重/日が得られております。

38ページから慢性毒性及び発がん性試験がございます。ラットを用いた試験を2試験、マウスを用いた試験を1試験まとめておりますが、いずれも発がん性は認められておりません。

42ページ(3)のマウスを用いた79週間発がん性試験は、今回、ADIの設定根拠となった試験でございます。15 ppm以上の投与群で皮膚病変等が見られたということで、NOAELを3 ppm(雄で0.39 mg/kg 体重/日に相当)と設定しております。

次に、43ページの生殖発生毒性試験がございます。

(1) 2世代繁殖試験において、親動物及び児動物に対するNOAEL 5 ppmが得られており、NOAELとしては最小ですが、先ほど山添委員から御説明がありましたとおり、先ほどのラットを用いた79週間発がん性試験の方が公比が小さい、また、投与期間が長いということで、ADIの設定に本試験のNOAELは用いておりません。

次に、44ページからラットとウサギを用いた発生毒性試験をまとめておりますが、いず

れも催奇形性は認められておりません。

最後、53ページから食品健康影響評価がございます。結論は、山添委員から御説明いただいたとおりでございます。

本件につきましても、よろしければ、明日から30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今、フルアズロンとフルメトリンの説明でしたが、何か説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 質問ではないのですが、今のフルメトリン、これは駆虫剤ということだったのですが、説明が合成ピレスロイドと書いてあったので、何か殺虫活性でもあるのかと思ったら、逆にこれはミツバチの病気にも使えるみたいなことが書いてあっておもしろいなと思ったのですが、こういうものもあるんですね。

○鋤柄評価第二課長 ミツバチにダニが寄生するという病気がございますので、この治療薬として使われております。

○佐藤委員長 ほかに何か。

ミツバチも家畜なのですね。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

特定保健用食品1品目、動物用医薬品1品目に関する食品健康影響評価についてです。

まず、特定保健用食品1品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○池田評価情報分析官 それでは、資料3-1をお願いいたします。特定保健用食品「大麦若葉粉末」でございます。

本件につきましては、資料の3枚目、2ページに審議の経緯がございますけれども、先般6月9日の委員会で報告いたしまして、7月9日まで意見・情報の募集を行ったものでございます。

資料の4ページに概要がございますけれども、本品は、大麦若葉由来食物繊維を関与成分としまして、(5)の用途のところにございますように、お腹の調子を健やかに保ちたい方やお通じの気になる方に適している可能性があるという旨を保健の用途とする大麦若葉加工食品でございまして、条件付き特定保健用食品として申請されたものでございます。

8ページに食品健康影響評価がございますが、評価の結果、提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断されております。

最後から4枚目の右肩に「参考」とあるページから募集結果がございますけれども、期間中に5通の御意見をいただいております。

まず1番でございます。関与成分に関する意見ということで、本食品の関与成分の記述に関しましての御意見でございます。公に受け入れられた食物繊維の定義に照らして、当該食品が食物繊維に該当するか否かを判定することが必要であろうという御意見でございまして、食物繊維であるか否かを示すべきであるということで、いろいろ諸外国等における状況を参考としてつけていただいております。

回答でございますけれども、まず、食品安全委員会の役割を御説明しております。特定保健用食品の安全性を評価していますということで書いてございます。それと、本食品に関しましては、消費者庁から、大麦若葉に由来する食物繊維を関与成分とし、大麦若葉由来食物繊維が2.2 g含有されているものとして評価依頼がされているという御説明をしております。提出された資料を用いて委員会では評価を行いましたという御説明をしております。

なお、特定保健用食品の表示に関しては、食物繊維に関するものも含めまして消費者庁が所管しているということで、いただいた御意見は消費者庁へお伝えしますという回答でございます。

2枚おめくりいただきまして、4ページから2番目の御意見でございます。御意見は、食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針での記載を引用されておまして、本被験物質の評価における、28日反復投与毒性試験での最高用量は2,000 mg/kg/日である一方、90日反復投与毒性試験での最高用量は1,000 mg/kg/日であるということで、dose設定の考え方が不明瞭で、明確にすべきと考えるという御意見でございます。

3番が関連する御意見でございますので、あわせて御説明させていただきますが、90日反復投与毒性試験では、大麦若葉粉末として1,000 mg/kg/日までの安全性しか確認されていませんということで、この1,000 mg/kg/日を安全係数100で計算すると一日摂取量許容量が0.5 g/日になるという計算をされておまして、この摂取量を考慮すると、1,000

mg/kg/日までの安全性確認は不十分という御意見でございます。より高用量での試験を行うべきだという御意見でございます。

あわせての回答が右側になります。4ページから5ページにかけて記載してございますが、注のところに消費者庁次長通知を引用しております。この引用の通知等によれば、回答にお戻りいただきまして、4ページの右側ですが、28日間及び90日間反復投与毒性試験における投与量については、強制投与の場合には、技術的に投与できる最大量または1,000 mg/kgで何ら毒性影響が認められない場合は、それ以上の投与量で実施する必要はないとされていると御説明しておりますのと、申請資料によれば、御指摘の13週間反復強制経口投与試験の投与量設定について、大麦若葉は低毒性の物質であると予想されたため、限量とされている1,000 mg/kgを高用量として用量を設定したという説明がされていることを回答で御説明しております。

また、特定保健用食品の安全性評価においては、御指摘の2つの試験を段階的に実施することを要求していないということで、その説明と、あと、御指摘いただいた試験においては、被験物質投与に起因した毒性変化は認められていないということも御説明しております。

食品安全委員会では、特定保健用食品の安全性の評価においては動物試験のみならずヒト試験等も用いて、ヒトが一日摂取目安量に基づき本食品を適切に摂取した場合に安全性に問題がないかを判断していますということで、動物試験等からのADIの算出は行っておりませんと説明をしております。

御指摘になった試験以外にも、ヒト試験を含めた様々な試験を用いて総合的に評価を行っておりまして、その結果として、安全性に問題はないと判断しておりますという回答でございます。

5ページに参りまして、4番目の御意見でございますが、これは反復投与毒性試験が10年以上前の評価結果であるということで、安全性を評価したサンプルと現在の実際に販売されているものの同一性が担保できているのかといった御質問でございます。

回答でございますが、御指摘のように、天然物を原料としておりますので、同一性を担保し、安全性を確保するためには品質管理も重要な要素です。申請資料によれば、本食品は原材料の栽培地の管理が行われ、製造工程の各段階において規格が設定され、その確認を行って、最終製品の一定の品質を担保しているという御説明をしております。

それから、品質管理に関する御意見については、特定保健用食品の制度を所管する消費者庁にお伝えしますという回答でございます。

次のページが5番目の御意見でございますが、大麦若葉にはビタミンKが多く含まれることが知られているので、抗凝血剤（ワルファリン等）服用者等への情報提供のため、注意喚起を行う必要があると考えますという御意見でございます。

回答でございますが、申請資料によれば、申請者は表示事項の摂取上の注意として「本品は、ビタミンKを多く含む食品であるため、医師からビタミンKの摂取について注意す

るよう言われている方は、かかりつけの医師にご相談の上、摂取してください」と記載するとされておりますという御説明をしております。このことを評価書に今、記載しておりませんので、追記しますという回答になってございます。

今の回答も踏まえましての修正が、次のページにございます。それとあわせまして、評価した試験の記述に不正確な面がありましたので、その点の修正も行っております。

ここに書いてございませぬけれども、評価書の4ページにお戻りいただきますと、関与成分のところ2行目に「本食品は大麦若葉を蒸煮、加熱殺菌、乾燥後、粉末化したものである」とありますが、確認しましたところ、蒸煮、乾燥、加熱殺菌後、粉末化という順番が工程的には正しいので、この点もあわせて修正をさせていただければと存じます。

それらの修正をさせていただいて、この回答でよろしければ、専門調査会の結論をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、何か御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

特にございませぬか。

幾つかの修正点があったようでございますけれども、それをお認めした上で、本件につきましては、新開発食品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断したということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

次に、動物用医薬品1品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○鋤柄評価第二課長 お手元の資料の3-2をお願いいたします。

まず、資料の3ページ、審議の経緯でございますけれども、ツラスロマイシンにつきましては、今回、後ほど報告いたします新しい動物用医薬品の承認が申請されたことに伴いまして、第3版の評価を行ったものでございます。

内容でございますが、8ページをお願いいたします。7. 開発の経緯及び使用状況等でございますが、ツラスロマイシンはマクロライド系抗生物質で、国内では既に豚の細菌性肺炎を適応症とする注射剤が使用されております。

最後のパラグラフでございますが、今回、ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射

剤が承認申請されました。

なお、第2版が2010年に作成され、今回、評価書全体について記載整備を行っておりますが、以下、今回の評価要請に伴い新たに追加した試験を中心に御説明いたします。

10ページ、薬物動態試験に関してでございますが、ツラスロマイシンの牛血漿中タンパク結合率に関する試験を追記しております。その結果は、表1に示したとおりでございます。

次に、14ページをお願いいたします。中ほどから残留試験がございますが、今回、牛の残留試験の①と②を追記しております。それぞれの試験結果は、15ページの表6及び16ページの表7に示しております。最終投与46日後においても、肝臓、腎臓等に残留が認められておりますが、時間の経過に伴って残留濃度が減少しているということが確認されております。今回追記した試験は以上でございます。

次に、28ページの中ほどから食品健康影響評価について記述してございます。

結論につきましては、31ページにございますとおり、ADIを0.015 mg/kg 体重/日とする結論に変更はございません。

本件につきましては、結論に変更がないということから、改めて意見・情報の募集手続は行わずに、本評価結果を関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

特にございませんか。

それでは、本件につきましては、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちツラスロマイシンの一日摂取許容量を0.015 mg/kg 体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(4) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の熊谷委員から説明をお願いいたします。

○熊谷委員 資料4「ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンC）」について、3ページの要約に基づいて説明します。

本製剤の主剤であるツラスロマイシンは、先ほど説明がありましたとおり、0.015 mg/kg体重/日のADIが設定されております。

本製剤に含まれている添加剤については、その使用状況、既存の毒性評価、本製剤の用法・用量を考慮すると、本製剤の含有成分として摂取した場合のヒトへの健康影響は無視できると考えられます。

それから、残留試験において、ツラスロマイシンは肝臓、腎臓等で最終投与46日後においても検出されましたが、時間の経過に伴って減少するということが確認されております。

また、牛に対する安全性試験、臨床試験では、常用量の投与で可逆的な投与部位反応が見られただけでした。

以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられます。

なお、本製剤の使用に当たっては、薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価において、リスクの程度は低度であると評価されております。

詳しくは事務局より説明をお願いします。

○鋤柄評価第二課長 引き続き、4ページをお願いいたします。本製剤は、1 mL中にツラスロマイシンを100 mg含むもので、牛の細菌性肺炎の治療を目的として皮下投与するという注射剤でございます。

5. 開発の経緯の2つ目の段落にございますとおり、日本では既に豚の細菌性肺炎を適応症とする注射剤が承認されております。

同じく4ページの下ほどから、Ⅱ. 安全性に係る知見の概要がございます。

まず、1. のヒトに対する安全性ですが、5ページにかけまして、主剤のツラスロマイシンのADI、それから添加剤について記載しております。

5ページに参りまして、添加剤に関しましては、その使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の用法・用量を考慮すると、ヒトへの健康影響は無視できるとされております。

同じく5ページの残留試験につきましては、先ほどのツラスロマイシンの評価書に記載している試験と同じ内容でございます。

また、7ページから安全性試験及び投与部位忍容性試験、8ページに参りまして臨床試験について記載しておりますが、本製剤を投与した牛の安全性に問題はないと考えられております。

9ページの食品健康影響評価につきましては、先ほど熊谷委員から御説明いただいたとおりでございます。

本件につきましては、よろしければ、明日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

特によろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(5) 食品安全関係情報（7月4日～7月16日収集分）について

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「食品安全関係情報（7月4日～7月16日収集分）について」です。

事務局から報告してください。

○植木情報・勧告広報課長 御報告いたします。

資料5－1「食品安全関係情報（7月4日～7月16日収集分）について」でございます。

今回は、ハザードの関係では化学物質が一番多くなってございまして、地域では、いつもと同じようにEUとEFSAが多くなってございます。

おめくりいただきまして、それらの中の主なものの御紹介でございます。

【化学物質】の一番最初でございますけれども、EUが、かつお節等に対する多環芳香族炭化水素類の基準値を引き下げとございますけれども、これは、EUで多環芳香族炭化水素類の基準を2014年に引き下げてございます。ただ、従前から伝統的な燻製の製品は新しい基準を満たさないものですから、一部例外の品目があつた訳でございますけれども、日本でつくられて輸出されるかつお節に関しましても、新しく引き下げられた基準を満たさないということでございますので、EUの伝統的な食品に適用されるような例外食品として認められたということでございます。

次に、BfRの母乳からのグリホサートに関する見解につきましては、後ほど御紹介いたします。

【微生物・プリオン・自然毒】関係でございますけれども、最初のポツでございますが、CDCが、詰め物の入った生の冷凍鶏肉製品が原因と見られるサルモネラによる集団感染情報を発表とございますけれども、関連しまして、カナダでも同じような事例が報告されてございまして、カナダでは生の鶏肉にパン粉をまぶした冷凍製品が原因とされるサルモネラ

の集団感染が報告されてございます。カナダの公衆衛生庁では、電子レンジによる解凍につきましては、加熱温度にむらが出るため勧められないということで、包装に表示された調理方法に従うべきというコメントを出してございます。

次が資料5-2でございますけれども、今回御紹介するハザードでございます。BfR、母乳からグリホサートが検出されたとの報道を受け、見解を公表でございまして、本文の第2パラでございますけれども、連立を組んでおります緑の党が、先月末、ある検査機関が行った分析で、16の母乳検体から農薬有効成分のグリホサートが検出されたとの報告書を出してございまして、その報告書はこの結果を「とても懸念される」としてございます。

次の行の「BfR及び」というところ、これは1文字空けるように直したいと思っておりますけれども、BfRと国立母乳栄養委員会は、とても懸念があるということではなくて、健康上安全であるという全く正反対のコメントを出している訳でございます。検出された値は最大で0.43 ng/mLでございます。

次のパラでございますけれども、BfRは試算をした訳でございまして、新生児の母乳の最大摂取量は約150 mL/kg 体重/日でございまして、これに先ほどの最大の検出値0.43 ngを掛けますと、0.000065 mg/kg 体重/日でございます。これはADIが0.3 mg/kg 体重/日ですので、その4,000倍以上低いということですから、健康上懸念がないと言っております。

さらに、分析方法についても疑問があるとしておりまして、この検査機関ではエライザ法を使っただけなんですけれども、通常このエライザ法は、水の検体でのグリホサート分析で用いられまして、脂質を含む場合には液体クロマトを使うのが普通でございまして、その場合の検出限界は10 ngであると書いてございます。今回の0.43 ngはこれを大きく下回っている訳でございます。

メディアの報道では、この0.43 ng/mLは飲用水の基準の0.1 ng/mLを超えているとなつてございますけれども、ベビーフード中の基準値は、ここに書いてございますように非加熱喫食用調理済み製品で0.01 mg/kg、これは10 ng/gでございしますのでmL当たりの数値ですね。これもベビーフードの基準値の方が飲料水の基準値よりも100倍高いということですから、問題ないとしてございます。

一番最後でございますけれども、結構、母親の方からいろいろと不安だという電話相談が多いようでございまして、そのような不安で授乳を中止したりせずに、これまでどおり母乳を続けるように呼びかけているということでございます。

今回、与党が公表したということもあるのだと思っておりますけれども、これと同時にQ&Aも公表してございまして、たしか40ぐらい質問があるQ&Aを別途プレスするという非常に丁寧な対応をしているということでございます。

関係の情報としては、ここに記載したとおりでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

かつお節が伝統食品として認められたような感じがして、いいのではないかと思います。
ただ今の説明の内容につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。
熊谷委員、どうぞ。

○熊谷委員 1点、2ページ目の【微生物・プリオン・自然毒】のところで詰め物の入った生の冷凍鶏肉製品というのがありますけれども、これは本来、加熱調理してから食するものと考えてよいですか。これは生のまま食べる訳ではないのですか。

○植木情報・勧告広報課長 冷凍とありますので、加熱調理してから食べるものとおっております。

○熊谷委員 分かりました。

それから、「Salmonella」は斜体の字の方がいいと思います。「Enteritidis」はこのままでいいと思います。

○植木情報・勧告広報課長 ありがとうございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。ほかに何か御質問は。
追加でどうぞ。

○青木補佐 今の回答の中で、カナダの製品に関しましては、調理法というのをいろいろと調べて分かりました。オーブンで28分間焼くということが明記されているということになります。ただ、なぜ茶色く色がパン粉についているかというところに関しては、焼きむらが出てしまう可能性があるのでは色をつけたということのようでした。追加情報です。
以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

茶色になっていたのを、28分とおっしゃっていたけれども、そんなに焼かなかったということなのですか。

○青木補佐 恐らくその可能性があるのだろうということでございます。

○佐藤委員長 電子レンジに入れてしまって。

○青木補佐 電子レンジはだめだということが明記されております。

○佐藤委員長 明記されているのですね。加熱の条件が十分でなかったということだと思うのですが、よろしゅうございますか。

それから、ハザード情報の真ん中あたりなのですから、「安全な摂取量よりも4,000倍以上低い」という表現なのですが、これは遺伝子の発現で何倍というのをよく使うのですね。何とかフォールドというもので、多分それに引きずられていると思うのだけれども、正しい日本語としては4,000分の1より小さいとか、そういう感じなのだろうと思うのですが、どうなのですか。最近の表現はよくこういう何とかフォールドというのをそのまま日本語にして、何倍少ないとか低いというのはあるのですけれども、ちょっと気になったもので、発言しました。

○植木情報・勧告広報課長 その辺は普通の日本語になるように少し工夫したいと思います。ありがとうございます。

○佐藤委員長 若い人の日本語なのかもしれないですけどもね。
ほかに何かございませんでしょうか。

(6) その他

○佐藤委員長 ほかに何か議事はございますでしょうか。

○山本総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合については、定例日は来週8月11日火曜日となっておりますが、議題となる事項もないようですので、お休みとさせていただき、再来週8月18日火曜日14時から開催を予定しております。

また、明日5日水曜日14時から「添加物専門調査会」が公開で、7日金曜日「肥料・飼料等専門調査会」が14時から公開で、14時55分から非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第572回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。